

# 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

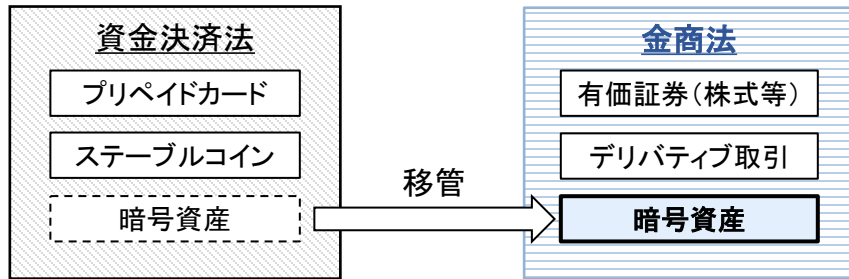
我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「暗号資産」、「サステナビリティ情報の開示・保証」、「スタートアップへの資金供給」、「不正取引規制」等に関する制度を整備

## 1. 暗号資産に係る規制の見直し

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図る

- 暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金商法に移管

※ 有価証券とは別の金融商品と位置付け、その性質を踏まえた規制を適用



## 3. スタートアップ企業への資金供給の促進

投資家保護に留意しつつ、開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、スタートアップ企業への投資を更に促進する

- 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ

※ 5億円未満の資金調達について提出を免除（現行：1億円未満）

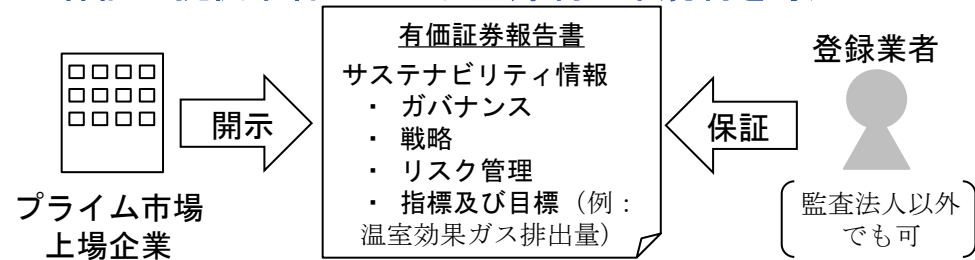
- プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

※ プロ投資家になるための移行手続きを行っていないものの、プロ投資家の要件を満たし、高い情報分析能力等を有する者に対し、簡易な情報提供でのプロ向けの勧誘制度の利用を可能とする（ただし、仲介する証券会社には適合性原則等の行為規制が適用）

## 2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証

投資家にとって重要な情報である、気候変動等に係る企業のサステナビリティ情報について、比較可能性を向上させつつ、開示の充実を図り、信頼性を確保する

- 一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け
- 保証の提供業者に対し、登録制・業規制を導入



## 4. 有価証券に関する不正取引規制等の見直し

近年、有価証券に関する不正取引等において、違反行為として捕捉できない事例や、課徴金による違反行為の抑止が不十分な事例、調査協力が得られない事例等が発生

- インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大
- 課徴金制度の見直し
- 調査権限等の拡充